（注３）　(F)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注４）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(2)　記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

32　［略］

33　［略］

34　［略］

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［１枚目・２枚目　略］

３枚目

長辺

18　無線局の区別				
19　移動範囲		基本コード	付加コード	備考
20　船舶又は航空機の所有者（設置場所又は常置場所とする場合）	区分	□船舶　□航空機		
	所有者	□免許人　□その他（　　）		
21　議決権及び役員に関する事項		（別紙） □(1)　議決権に関する事項 □(2)　役員に関する事項		
22　備考				

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

30　［同左］

31　［同左］

32　［同左］

別表第二号第２　［同左］

［同左］

［１枚目・２枚目　同左］

３枚目

長辺

18　無線局の区別				
19　移動範囲		基本コード	付加コード	備考
20　船舶又は航空機の所有者（設置場所又は常置場所とする場合）	区分	□船舶　□航空機		
	所有者	□免許人　□その他（　　）		
21　備考				

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）